

令和5年5月15日

1. 出席議員

1番	高橋	信広	12番	堤	康幸
2番	花下	主茂	13番	石橋	義博
3番	坂本	治郎	14番	牛島	孝之
4番	水町	典子	15番	服部	良一
5番	古賀	邦彦	16番	中島	信二
6番	久間	寿紀	17番	栗原	吉平
7番	原田	英雄	18番	三角	真弓
8番	小山	和也	19番	森	茂生
9番	高山	正信	20番	栗山	徹雄
10番	川口	堅志	21番	川口	誠二
11番	田中	栄一	22番	橋本	正敏

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	牛島	新五
事務局参事補佐兼次長	樋口	安澄
書記	中島	知子
書記	田中	浩章

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	三田村	統之
副	市長	松崎	賢明
副	市長	松尾	一秋
教	育長	橋本	吉史
総	務部長	原	亮一
企	画部長	馬場	浩義
市	民部長	牛島	憲治
健	康福祉部長	坂田	智子
建	設経済部長	若杉	信嘉
教	育部長	平	武文
総	務課長	秋山	勲
人	事課長	丸山	隆
財	政課長	田中	和己
税	務課長	田代	秀明
福	祉課長	遠藤	宏樹
子	育て支援課長	末崎	聡
健	康推進課長	末廣	英子
介	護長寿課長	樋口	久美子
建	設課長	轟	研作
監	査事務局長	古賀	好子

議事日程第2号

令和5年5月15日（月） 開議 午前10時

日 程

- 第1 八女地区消防組合議会議員の選挙
- 第2 公立八女総合病院企業団議会議員の選挙
- 第3 八女中部衛生施設事務組合議会議員の選挙
- 第4 八女西部広域事務組合議会議員の選挙
- 第5 議案上程・説明
- 第6 議案審議
 - ・質 疑
 - ・討 論
 - ・採 決

本日の会議に付した事件

- 第1 八女地区消防組合議会議員の選挙
- 第2 公立八女総合病院企業団議会議員の選挙
- 第3 八女中部衛生施設事務組合議会議員の選挙
- 第4 八女西部広域事務組合議会議員の選挙
- 第5 議案上程・説明
- 第6 議案審議
 - 報告第3号 専決処分について（事故による損害賠償）
 - 報告第4号 専決処分について（事故による損害賠償）
 - 議案第38号 専決処分について（八女市税条例の一部を改正する条例）
 - 議案第39号 専決処分について（八女市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
 - 議案第40号 専決処分について（令和5年度八女市一般会計補正予算（第2号））
 - 議案第41号 令和5年度八女市一般会計補正予算（第3号）
 - 議案第42号 監査委員の選任について

午前10時 開議

○議長（橋本正敏君）

おはようございます。本日の臨時会、最後までよろしくお願いいたします。

お知らせします。議案、資料、提案理由書、委員会構成一覧、議席表をタブレットに配信

しております。

ただいまの出席議員数が定足数に達しておりますので、本日の会議は設立いたしました。
直ちに本日の会議を開きます。

議事日程については、会議規則第19条ただし書の規定により、タブレットに配信しておりますので、御了承願います。

これより八女地区消防組合議会議員、公立八女総合病院企業団議会議員、八女中部衛生施設事務組合議会議員、八女西部広域事務組合議会議員の選挙を行います。本会議を暫時休憩し、全員協議会に切り替えます。

午前10時1分 休憩

[全 員 協 議 会]

○議長（橋本正敏君）

ただいまより全員協議会を開催いたします。

それぞれの一部事務組合議会議員については、各常任委員会から推薦をいただいておりますので、御報告いたします。

八女地区消防組合議会議員に7名、橋本正敏議員、服部良一議員、原田英雄議員、三角真弓議員、栗原吉平議員、中島信二議員、古賀邦彦議員。

公立八女総合病院企業団議会議員に5名、田中栄一議員、森茂生議員、石橋義博議員、高橋信広議員、花下主茂議員。

八女中部衛生施設事務組合議会議員に5名、田中栄一議員、森茂生議員、高橋信広議員、水町典子議員、坂本治郎議員。

以上報告いたします。

以上で全員協議会を終わります。

午前10時3分 再開

○議長（橋本正敏君）

休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

日程第1 八女地区消防組合議会議員の選挙

○議長（橋本正敏君）

日程第1．八女地区消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

八女地区消防組合議会議員に、橋本正敏議員、服部良一議員、原田英雄議員、三角真弓議員、栗原吉平議員、中島信二議員、古賀邦彦議員、以上の7名を指名いたします。

ただいま議長において指名いたしました7名の議員を八女地区消防組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、7名の議員が八女地区消防組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました7名の議員に、本席から会議規則第31条第2項による告知をいたします。

日程第2 公立八女総合病院企業団議会議員の選挙

○議長（橋本正敏君）

日程第2．公立八女総合病院企業団議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

公立八女総合病院企業団議会議員に、田中栄一議員、森茂生議員、石橋義博議員、高橋信広議員、花下主茂議員、以上の5名を指名いたします。

ただいま議長において指名いたしました5名の議員を公立八女総合病院企業団議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、5名の議員が公立八女総合病院企業団議会議員に当選されました。

ただいま当選されました5名の議員に、本席から会議規則第31条第2項による告知をいたします。

日程第3 八女中部衛生施設事務組合議会議員の選挙

○議長（橋本正敏君）

日程第3. 八女中部衛生施設事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

八女中部衛生施設事務組合議会議員に、田中栄一議員、森茂生議員、高橋信広議員、水町典子議員、坂本治郎議員、以上の5名を指名いたします。

ただいま議長において指名いたしました5名の議員を八女中部衛生施設事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、5名の議員が八女中部衛生施設事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました5名の議員に、本席から会議規則第31条第2項による告知をいたします。

日程第4 八女西部広域事務組合議会議員の選挙

○議長（橋本正敏君）

日程第4. 八女西部広域事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

八女西部広域事務組合議会議員に、高橋信広議員を指名いたします。

ただいま議長において指名いたしました高橋信広議員を八女西部広域事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました高橋信広議員が八女西部広域事務組合議会議員に当選されました。

当選されました高橋信広議員に、本席から会議規則第31条第2項による告知をいたします。

日程第5 議案上程・説明

○議長（橋本正敏君）

日程第5. 議案の上程を行います。

市長より報告2件、議案5件の送付を受け、これを受理いたしました。

案件及び議案の朗読は省略し、計7件を一括議題といたします。

市長より提案理由の説明を求めます。

○市長（三田村統之君）

皆様おはようございます。本日は令和5年第2回の八女市議会臨時会に御参集賜りまして誠にありがとうございます。

さて、今臨時議会に提案いたします案件は報告2件及び議案5件でございます。ただいま

から提案理由を説明いたしますので、よろしくお願ひいたします。

報告第3号、八女市黒木町北木屋で発生した市道上の落石による車両損傷事故の損害賠償に関する専決処分の報告について、御説明申し上げます。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長の専決処分事項の指定により、専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

事故の経過につきましては、令和4年12月21日午後5時30分頃、市道平・荒谷・山ノ神線を軽自動車で行中、道路中央部に直径25センチから30センチの落石があり、事故直前に気づいたが回避できず、車両底部に衝突し、車両を損傷したものでございます。

相手方との交渉の結果、損害賠償金として114,005円を支払うことで示談が成立し、本市が加入する損害保険により賠償金の支払いを行いました。

報告第4号、八女市立花町北山で発生した交通事故による損害賠償に関する専決処分の報告について、御説明申し上げます。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長の専決処分事項の指定により専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

事故の経過につきましては、令和5年2月13日午後3時頃、職員が介護保険の訪問調査のため民家を訪問した際に、民家の駐車場に公用車をバックで駐車しようとしたところ、カーポートの支柱に公用車後部のバンパーが接触し、支柱の一部が損傷したものです。

相手方との交渉の結果、支柱の損害の全額に相当する295,900円を支払うことで承諾する旨の免責証書の提出を受け、本市が加入する損害保険により賠償金の支払いを行いました。

議案第38号 八女市税条例の一部を改正する条例の専決処分について御説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整備を行ったものでございます。

改正の主な内容につきましては、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税特例の適用期間の延長や、大規模改修等が行われたマンションの固定資産税の減額措置に関する規定の変更等でございます。

なお、本改正につきましては、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

議案第39号 八女市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について、御説明申し上げます。

本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の規定の整備を行ったものでございます。

改正の主な内容につきましては、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る賦課

限度額の200千円を220千円に改め、また、保険税の5割、2割軽減に係る所得判定基準を拡充するため、その算定において被保険者数に乗すべき金額の285千円を290千円に、520千円を535千円に改めるものでございます。

なお、本改正につきましては、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

議案第40号 令和5年度八女市一般会計補正予算（第2号）の専決処分について、御説明申し上げます。

この補正は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費が必要となったため、歳入歳出それぞれ95,824千円を追加するもので、総額は42,486,912千円となります。

なお、この補正につきましては、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

議案第41号 令和5年度八女市一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

この補正は、令和5年3月28日に閣議決定された追加の物価高騰対策に伴う、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用した低所得世帯支援に取り組むもので、歳入歳出それぞれ254,711千円を追加し、総額は42,741,623千円となります。

歳出の内容につきましては、電力・ガス・食料品等価格高騰対策低所得世帯支援給付金給付事業に係る経費で、歳入につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

議案第42号 監査委員の選任について、御説明申し上げます。

本案は、監査委員の浅田秀敏氏の任期が本年5月16日をもって満了となりますので、後任の監査委員として葉山多恵子氏を選任することについて、市議会の同意をお願いするものでございます。

監査委員は、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者のうちから、市議会の同意を得て選任することとなっており、任期は4年とされております。

葉山氏は、昭和52年に上陽町役場に入庁され、平成18年の八女市との合併後は男女共同参画・生涯学習課長、会計課長、八女市会計管理者の要職を歴任されました。

葉山氏は、地方自治体の財務に精通され、人格、識見ともに優れ、監査委員として適任であると存じます。

議会におかれましても御賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上で全議案の説明を終わります。議会におかれましては十分に御審議をいただきまして、原案どおりに御承認賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（橋本正敏君）

市長の説明は終わりました。

以上で議案の上程を終わります。

日程第6 議案審議

○議長（橋本正敏君）

日程第6. 議案審議を行います。

議案審議に当たりまして、市長より送付を受けた議案の取扱いについて議会運営委員会にて検討していただいておりますので、委員長より報告をお願いいたします。

○議会運営委員会委員長（川口誠二君）

おはようございます。市長より5月1日に送付を受け、本日上程されました報告2件、議案5件について、本日午前9時より議会運営委員会を開催し、協議をいたしました結果を御報告いたします。

まず、報告第3号から議案第42号について、執行部より説明を受け、議案第38号から議案第40号の取扱いについて協議をいたしました結果、議案第38号から議案第40号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定において、緊急を要するため市長が専決処分を行った旨、議会の承認を求めるものであります。

次に、議案第41号につきましては、国の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援として、低所得世帯に30千円の給付を行う事業の補正予算であり、議案第42号については人事案件であるため、いずれも速やかに議決する必要があると認めたことから、議会運営委員会といたしましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略することにいたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（橋本正敏君）

お諮りいたします。市長より送付を受けました議案第38号 専決処分について（八女市税条例の一部を改正する条例）から議案第42号 監査委員の選任についてまでの5件について、ただいまの報告のとおり、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、議案第38号から議案第42号までの5件の議案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略することに決定いたしました。

報告第3号 専決処分について（事故による損害賠償）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

○15番（服部良一君）

この事故に対して議運でも少し話しましたが、まずは過失割合を説明していただきたいと思います。

○建設課長（轟 研作君）

お答えをします。

今回、過失割合3割で示談のほうは成立しております。

現場が市道幅員としては5.6メートルほどございまして、十分よけきれの幅はございました。あと、12月の夕方ということでかなり薄暗い状況でしたが、損害に遭われた方が無灯火だった点をいろいろ考慮しまして、3割の賠償金の支払いを行っております。

以上です。

○15番（服部良一君）

3割のほうは市ですか。そうですね。市のほうが3割で相手方が7割。

この割合は相手方の過失がそれだけということで認めてあるとは思いますが、この石の大きさですよ。25センチから30センチ、これはどこまで補償するのですか。小石、10センチぐらいのところもあるじゃないですか。それが下に当たってマフラーが破れたとか。この25センチぐらいという、これはどの辺が基準になるとですかね。

○建設課長（轟 研作君）

お答えします。

状況にもよりますけれども、小石程度では車にほぼほぼ損害がないと思われましてけれども、現場状況ですね、とにかく現場状況を考慮しまして判断をしているところでございます。

○15番（服部良一君）

これは前も同じようなことがあったですよ。石が市のほうの過失があるのかどうか。私はこれはどうかなと思いますけど、運転者には安全義務があって、前方不注意というのもあるじゃないですか。ブレーキもついておるわけで、ハンドルもついておるわけですね。これはよく写真をつけていただきました。写真を見れば、端っこに石が転がっているじゃないですか。これに対して事故の割合が3割だから少ないと言われるならそうかもしれませんけど、私はよけられるんじゃないかと思います。保険屋さんの現場検証とかいろいろで、3割というのがどこまで出さっしやっただのかがちょっと不思議ですね。石の大きさも本当に25センチぐらいで出せるのか。そういうことはもう少しはっきりしとったほうがいいと思います。最

初から書面にも損害の割合というのもまた記載していただきたいと思います。

以上です。

○19番（森 茂生君）

今ので過失が3割程度ということのようですけれども、これは誰が決めるんですか。

○建設課長（轟 研作君）

お答えします。

市のほうも保険に加入しております。相手方も保険に加入しております。保険屋さん同士で全国の判例等を見合わせた上で過失割合を決めているところでございます。

○19番（森 茂生君）

保険会社同士の話し合いということでもありますけれども、この前、この保険の内容を出していただきました。道路賠償責任保険被保険者証という、道路の延長で保険の掛金が決められているという説明のようでしたけれども、こういう事故がずっと起きれば、掛金が増えるのか、それとも道路延長だけで決まっていくのか、そこら辺がどうなっているのかお尋ねします。

○建設課長（轟 研作君）

当然、保険料の見直し等は保険会社でございますけれども、基本的に事故を起こしたから保険料が高くなるというものではございませんで、あくまでも基準は道路延長によるものでございます。

○19番（森 茂生君）

市道、農道、林道、その他の道路と分かれているみたいですが。今回の場合は市道、これを見ますと農道と林道はその掛金のキロ数に入っていません。その他の道路が731キロとなっています。市道は分かりますけれども、その他の道路はどういったところがその他の道路になるのか、お尋ねします。

○建設課長（轟 研作君）

お答えします。

基本的にその他の道路といいますのは里道になります。

○19番（森 茂生君）

すみません、里道ですか。私は理解できませんので、分かるように説明してください。

○建設課長（轟 研作君）

法定外の道路ですね。里道というのは里道と書きまして、狭い、昔の馬車道とか赤線みたいな道があると思いますけれども、そういう法定外の道路をその他の道路ということで区分をしているところでございます。

○19番（森 茂生君）

そしたら農道、林道とも違うんですか。農道、林道は掛金の中に入っていませんよね。どうもそこら辺が、道路延長がはっきりしないんですよね。この中に農道と林道は入っていないんですよね。

○建設経済部長（若杉信嘉君）

林道につきましては別建てで毎年予算をお願いしておりますが、林道につきましては道路賠償責任保険ということで、市道と同じように林道の距離によりまして保険を掛けているところがございます。

農道につきましては、基本的に民地がほとんどになってきますので、市で管理している部分としては、現状としてはないということでは思っておりますが、ちょっとそこら辺りは明確ではございません。

○19番（森 茂生君）

ですから、この道路延長で掛金が決まるんでしょう。ですから、明確でなければ、掛金もきちっと出らんわけですよね。そこら辺のところを明確にしてもらわないと、はっきりしないような感じで掛金を払っている、道路延長がはっきりしないまま掛金を払っているとも言えますよね。はっきりさせてください。

○建設課長（轟 研作君）

いえ、はっきりしております。市道の分につきましては、道路台帳で全てを管理しておりますので、延長については管理をしているところがございます。

○19番（森 茂生君）

はっきりしているということですので、それでいいんですけれども、里道というのは、私はちょっと理解できなかつたんですけれども、里道といえは、きちっと台帳に載っているんですか。そこら辺のところは明確になっているんですか。

○建設課長（轟 研作君）

こちらは登記簿、字図等にも載っておりますので、そちらで管理をしているところがございます。

○14番（牛島孝之君）

それこそ毎議会ごとにこういう事故が出てきます。何度か御質問しましたけれども、県あたりは道路パトロールをちゃんと民間委託してあります。やはり八女市も北九州に次ぐようなこれだけ大きな八女市で、今言われたように、道路が非常に本数もあるし、キロ数もあると。なかなか地元の区長とか、そういう農家さんたちにしても、急に落石というのはなかなか分からない。そこら辺はどこかで民間じゃないけれども、役所を辞められたような方たちで道路パトロールをきちっとしないと、本当にこういう事故が今から先もあると思いますが、それについてはどうお考えですか。

○建設課長（轟 研作君）

度々道路パトロールにつきましては御意見をいただいておりますが、かなり範囲が広い。その中で今取っている対策としましては、当然、建設課、整備室等が現場に出る際はパトロールも兼ねておりますが、職員におきましても通勤途中の道路の把握であったりとか、区長会でもお知らせをしているところです。

とても範囲が広いので、パトロールだけで対応できるかというところかなり難しいと思われまので、あくまでも地域住民の方が近くの道路を一番把握してあると思っておりますので、そちらの意見を聞きながら維持管理に努めていきたいと考えているところでございます。

○14番（牛島孝之君）

以前の各町村のときには非常に職員も多くて見られたけれども、黒木、上陽、矢部、星野、以前に比べれば非常に職員が少なくなっております。以前のように人数があれば見ることができたけれども、あれだけ少なくなると、その人数で果たして本当に道路のこういう落石が見られるのかということであるので、ぜひそこら辺は本当に検討していただいて、こういう事故が毎議会たんびに出るようじゃ困りますので、よろしく願います。

以上です。

○議長（橋本正敏君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したのについて、同条第2項の規定により議会に報告するものでありますから、質疑にとどめ、審議を終わります。

報告第4号 専決処分について（事故による損害賠償）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

○18番（三角真弓君）

報告第3号と4号の違いというのは、第4号は当事者の名前が出ていますね。これは会計年度任用職員ということで名前が出ているのか。今までそういった事例があったのか記憶になかったんですけど、改めて見ましたら、今までこういう専決処分に関しましては名前を伏せてありました。今回、当事者の名前が出ておりますけど。（42ページで訂正）

○総務課長（秋山 勲君）

お答えします。

職員の事故につきましては、これまでも職員の氏名については公開対象となり、掲載をい

たしておりますので、従来どおり変わっておりません。

○18番（三角真弓君）

会計年度任用職員という方に対しては名前を出すわけですか。

○総務課長（秋山 勲君）

会計年度任用職員を含めて市の職員でございますので、公開対象となっております。

○18番（三角真弓君）

いや、名前が出るか出ないかを聞いています。なぜ会計年度任用職員は出すのか。確かに職員は出さないということですけど。

○総務課長（秋山 勲君）

お答えします。

これまでも事故の報告の中でも正規職員も含めて職員の氏名は公開しておるところでございます。

以上です。

○18番（三角真弓君）

なかなか理解できないんですけど。

今後も会計年度任用職員とかアルバイト、雇用している方に関してはこういう事故があった場合、名前が出るということは非常に影響があると思うんですね。今後もこのようなやり方で、職員は出さない、それ……（「職員も出すとやけん」と呼ぶ者あり）

じゃ、報告第3号に関しては、名前は出ていますか。

○総務課長（秋山 勲君）

お答えします。

報告第3号につきましては、当事者は一般の方ですので、氏名は公開しておらないところでございます。

○18番（三角真弓君）

分かりました。

それと、先ほどの関連ですけれども、多分保険料の上限というのは1,500千円と聞いております。要するに事故が起こった場合に保険を適用した場合の金額としては1,500千円を支払いの限度額と聞いておりますけど、その点、財政課長どうでしょうか。

○財政課長（田中和己君）

お答えさせていただきます。

任意保険の内容につきましては、対人賠償は無制限、対物賠償は10,000千円となっておりますので、よろしく願いいたします。軽自動車の一部が10,000千円で、その他は無制限となっております。

以上です。

○18番（三角真弓君）

先ほどの報告第3号にあった里道とか農道とかも含め、その金額の中に入るわけですね。

○総務部長（原 亮一君）

先ほどの報告第3号については、道路の管理上の事故ということで、道路の管理の保険に入っております。今回の報告第4号については、公用車、自動車の事故のための保険ということで、別の保険で対応しているということでございます。道路施設を管理する観点から、それから、公用車だけを管理する観点からの保険と、2通りの保険で対応しているということでよろしく願いいたします。

○18番（三角真弓君）

先ほどの当初の件は私の大きな勘違いでしたので、訂正をさせていただきます。（40ページを訂正）

それから、私が何を言いたいかというと、毎回、先ほどから出ているように、事故がこのように起こっているということ、それと、任意保険の中で、そして、その保険料も払われていくということですが、確かにそれは市民の方の血税ということでもありますので、先ほども同僚議員おっしゃいましたように、人的な配置の見直しとか、特に東部のほうの人的配置は非常に少なく感じられますので、それでなければ、そういう道路の日頃の状況を見ていく、結構私たちもいろんな面で道路の事情とかの相談も受けるんですけども、なかなか区長を通してとかいうことで、非常にそういったものが今増えてきているような気がいたしますので、保険で済めばいいということではなくて、自分の車であればどうだ、公用車であればどうかという違いがないように、今後はくれぐれもよろしく願いしたいと思っておりますが、その点、総務部長お願いします。

○総務部長（原 亮一君）

事故が続発していることについては謙虚に反省をさせていただきます。職員の交通安全の責任者として大変申し訳なく思っております。

これまでも申し上げてきたことですが、再発防止にしっかり取り組むということで、特に今回のように確認を怠ったということがございますので、そういうことをきっちりやっていくということで、そういう地道な取組をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○14番（牛島孝之君）

まず、この公用車は乗員1名だったのか2名だったのかをお聞きします。

○介護長寿課長（樋口久美子君）

お答えいたします。

訪問調査員1名で乗車し、事故を起こしております。

以上です。

○14番（牛島孝之君）

事故発生略図及び事故状況を見ますと、単純ミスとは言いませんけど、バックしているときですね。この公用車はバックモニター等についてはついてますか、ついていませんか。

○介護長寿課長（樋口久美子君）

こちらはドライブレコーダーは設置しておりますが、バックモニターは設置しておりません。

以上です。

○14番（牛島孝之君）

何度かいろいろな事故でお聞きしました。やっぱりバックモニター、2人であれば、1人の方が降りて指示するというのもできますけれども、1人であれば、そういうバックモニターが後づけでもできれば、そういうのを設置してほしいと思いますが、それについては予算もありますので、どこでしょうか、課長。

○財政課長（田中和己君）

度々御指摘をいただいています。カーナビゲーションシステムのバックモニターにつきましては、今現在、公用車の284台のうち、およそ50台程度整備をしております。順次、年次計画に基づいて、費用対効果を見ながら設置に向けて努めてまいりたいと思います。

以上です。

○14番（牛島孝之君）

費用のことは分かります。ただ、たまさかつけていない車がこういうふうにバックモニターがついていない、それで、単純ミスだろうかもしれんけれども、こういうことが起きる。やっぱりその費用面は多少かかっても、こういう介護で回られる方はおられるので、そういう車はできれば一斉につけるといことも検討していただきたい。

それと、被害額、相手方カーポート修理費は当然保険からでしょうけれども、その下の公用車修理費はどういうものから出たんでしょうか、お聞きします。

○介護長寿課長（樋口久美子君）

介護保険の修理費のほうから支払いをしております。

以上です。

○14番（牛島孝之君）

介護保険の修理費ということは、そういう車に対しては保険に入っているということですね。それでいいですか。

○介護長寿課長（樋口久美子君）

保険には加入しておりません。修繕料として支払いをしております。

○14番（牛島孝之君）

公用車ですけれども、八女市としては保険に入っていないということですか。道路の場合にはああいう保険があるけれども、この場合は入っていないとですか、入ってあるとでしょうか。

○財政課長（田中和己君）

お答えさせていただきます。

公用車の管理につきましては、特別会計のほうで利用しています公用車につきましても、市が一般会計で管理している公用車につきましても、一括して任意保険のほうには加入しております。

以上です。

○14番（牛島孝之君）

先ほどこちらの課長のほうは入っていない。財政課長は入っている。どっちが本当ですか。

○財政課長（田中和己君）

特別会計も含めまして、一括してこちらのほうで加入させていただいているところでございます。車両保険につきましては、全ての公用車には加入しておりませんで、主に共用車として、市外等に出向いて出張時に使うような公用車を主に加入しているところでございます。

今回の特別会計のほうで利用してある公用車につきましては、車両保険のほうには加入しておりません。

以上です。

○14番（牛島孝之君）

車両保険には入っていませんと。相手方カーポート修理費はどこから出とつとですか。特別会計、一般会計。

○財政課長（田中和己君）

申し訳ありません。具体的に御答弁がままならなくて申し訳ありませんが、任意保険につきましては、車両で使う分につきましては全て加入しております。ただ、車両保険につきましては、一部の分につきましては加入しておりますので、全ての車両につきましては任意保険のほうには加入しています。

今回の相手方の損害賠償金につきましては、任意保険のほうからお支払いをしているような状況でございます。

○14番（牛島孝之君）

じゃ、相手方カーポート修理費は保険のほうから出ていると。公用車修理費は介護長寿課の費用の中から出るとということですか。それでよかですか。

○介護長寿課長（樋口久美子君）

そうなります。

○14番（牛島孝之君）

松崎副市長にお聞きします。

今までもこういう事故について聞いてまいりました。職員の交通教育はちゃんといたしますという回答を何度もいただいておりますが、こういう事故が実際に起きております。これについてはどうお考えですか。

○副市長（松崎賢明君）

議員おっしゃるように、これまで何度もこういった事故が発生しておることにつきましては、改めてここでおわび申し上げるところでございます。

今回の事故につきましても、運転者のちょっとした気の緩み等が事故の原因になっているというのが現状でございます。日々、職場には交通安全宣言の掲示とか、毎朝の朝礼での安全運転意識の徹底とかやっておりますけれども、どうしても気が緩むところがあることもあるのかもしれない。現実にはこういった案件が発生しております。

研修もしっかりやらせていただいておりますけれども、まずは職員の皆さんがしっかりこういった交通安全意識を持っていただくことが大事だと思っております。日々、時間があるごと、機会があるところにおきまして、職員の交通安全意識、注意が散漫にならないように、そういった意識を改めて皆さん持っていただくように、引き続き毎日、日々の部分で努めていきたいと思っております。今回の事故は誠に申し訳ございませんでした。

○14番（牛島孝之君）

事故状況は午後3時頃と。介護訪問調査員、気の緩みとか云々じゃなくて、早う見てやらにやいけないと、自分が行かなきゃいけない、職務に忠実、逆にそうだったろうと思うんですよ。それならば、そういうバックモニター的なつけられるものは早く予算化してつけて、一生懸命頑張っているから、恐らくそういう不注意じゃなくて、早う介護に行かになんかという気持ちでされたんだらうと私は思います。できるものは早急をお願いいたします。

以上です。

○議長（橋本正敏君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したものについて、同条第2項の規定により議会に報告するものでありますから、質疑にとどめ、審議を終わり

ます。

議案第38号 専決処分について（八女市税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、先ほど御承認いただいたとおり、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本正敏君）

全員賛成であります。よって、議案第38号は原案のとおり承認されました。

議案第39号 専決処分について（八女市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

○19番（森 茂生君）

二、三お尋ねします。

これは前年度も専決処分が行われたということで、どうも私は納得できませんので、再度お尋ねします。専決処分をされた理由をお尋ねします。

○健康推進課長（末廣英子君）

お答えいたします。

なぜ専決処分するのかということに関してでございますけれども、国民健康保険税の賦課期日が年度初日と定められておりまして、このたびの政令においても施行期日を令和5年4月1日にするとされておるところでございます。

また、県が実施しております国民健康保険事務打合せのヒアリングにおきまして、税法の改正または賦課期日に合わせることを望ましく、被保険者の負担を課す改正を溯及して適応しますと遡って増税することになり、該当する世帯への経済的な状況から好ましくないと指導を受けているところでございます。

なお、事業費負担金の算定式ですとか、限度額については政令に準ずる改正を行うことを前提として算定されておるため、県内全ての市町村において同様の改正がなされているところでございます。

新年度に入りますと、税率や納税に関して被保険者の皆様から御相談をいただき、それに迅速に対応することから専決処分として承認をお願いしているものでございます。

○19番（森 茂生君）

前年度もそのようなあれでしたけれども、専決処分以外に方法はないということで理解してよろしいんですか。

○健康推進課長（末廣英子君）

専決処分が望ましいということで、そのようにさせていただいております。

○19番（森 茂生君）

望ましいということは専決処分しなくてもいいということですか。そういう余地が残っているということですか。

○健康推進課長（末廣英子君）

専決の理由といたしまして、議会を招集する時間的余裕がないということが理由でございますので、即時に招集して議会を開催すればできるということかと思えます。

○19番（森 茂生君）

大体理解できるんですよ。しかし、現にしていないところもあるんですよ。というのは、専決処分せずに、施行日を来年の4月1日にやっているんですよ。すると、専決処分せずに、施行日が来年の4月1日。ということは溯及で不利益も与えません。ただ、国の基準より1年遅れでなるということ、理論的にこれは成り立ちますか。誰が一番詳しいですか。松崎副市長、これは理論的にそのようなこともあり得るわけでしょう。

○副市長（松崎賢明君）

理論的にはそういうことをやっているというのはございますけれども、ただ、国の制度との乖離が発生しますので、そこの分については乖離が発生しないように、やむを得ず議会を招集するいとまがなかったのが、専決処分とさせていただいたところでございます。

○19番（森 茂生君）

実は愛知県の豊明市というのは1年遅れなんですよ。議会を開いて、施行日を来年の4月1日にやっているんです。ですから、限度額が毎年上がったとするなら、ずっと1年遅れで来るんですよ。理論的にはそれで成り立って、現にそうしているところもあるんですよ。ですから、専決処分が当たり前じゃなしに、そういうのをぜひ考えていただきたい。そういうのを協議したり、考えられたことはありますか。

○副市長（松崎賢明君）

国民健康保険税の徴収につきましては、適正な運営管理が必要であるというのが大前提でございます。その中で、国の方針等の制度と乖離が出てきますと、そういったところに問題が出てくると思っておりますので、そういった考え方を協議したということはありません。

○19番（森 茂生君）

実際、豊明市では1年遅れで十分やっつけていられるんですね。理論的にもそうだし、溯及もしなくていいし。必ず上げやんという前提があるから窮屈になりますけれども、必ずしもその限度額いっぱいには上げやんというのではないはずで。この前も担当課長に言いましたけれども、限度額1,040千円に国の政令でなったから必ず上げやんわけやないわけです。この議会で決めていいわけです。ただ、先ほど言いますように限度額があまり乖離しますと、中間層に負担がいくというのは分かっています。分かっているから、それは分かりますけれども、必ずしも国が上げたから八女市が上げやんということはないということで前回も承っておりますので、そういうところはひとつ考えていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○副市長（松崎賢明君）

先ほど申しましたように国民健康保険税、この国民健康保険の運営につきましては適正に運営する必要があると思っております。納税していただく皆さん方の均等性とか平等性とかをしっかりと判断する必要がありますので、全国でまれなところが基準になるということはないと思います。全国一律その方向で物を考えてあるというのが基本かと思っております。八女市におきましても、国の指導、県の指導を受けまして、適正な国民健康保険の運用ができますよう、こういった形で今後も進めていきたいと考えております。

○19番（森 茂生君）

確かにこういうことをやっているところは少ないです。少ないですけれども、理論的にはそれがおかしくはないと私は思っていますので、申し上げたところです。

それで、限度額がどんどん上がって1,040千円ですかね、今までの推移はある程度分かりますか。例えば、10年前は幾らだったとか、20年前は幾らだったとか、そういう推移をよかったですらお示し願いたいと思います。

○健康推進課長（末廣英子君）

限度額の推移に関してでございますけれども、平成29年度が医療分が540千円、支援分が190千円、介護分が160千円というところございましたが、令和5年度におきましては医療分が650千円、支援分が220千円、介護分が170千円まで上がっているということでございます。

以上でございます。

○19番（森 茂生君）

例年ずっと上がって、ついに前年度に1,000千円を超えています。今年度もまた超えましたけれども、前回もお尋ねしましたけれども、この限度額に達する所得は計算してありましようから、幾らになった場合この限度額に達するのか。そして、どれくらい市民の負担がそれによって増えるのか、そこら辺のところをお尋ねします。

○健康推進課長（末廣英子君）

限度額に達する所得はどれぐらいかということでございますけれども、令和5年1月時点のデータを用いた試算によりますと、1人世帯のところでは7,420千円、2人世帯で40歳以上の方がお二人の世帯で7,810千円、4人世帯で40歳以上が2人、40歳未満が2人のところで7,150千円で限度額の賦課になるということで試算いたしております。

この引上げによる保険税収入の増の見込みといたしまして8,530千円となっているところでございます。

○19番（森 茂生君）

ちょっとよく聞き取れなかったんですけど、1人世帯で7,420千円の所得があれば1,040千円になるという理解でよろしいんですかね。これは所得の1割以上ですよ。これは高所得者ですので、低所得者みたいに影響はないかもしれませんけれども、所得で7,420千円、そして、国保税が1,040千円ということだろうと思います。私はかなり高額だと思いますし、これはどう思われますかと言ってもあれですけども、これは非常に高いと思いますけれども、その感想、これではどうも私は高過ぎると思います。

それで、この限度額も単に国が上げたから上げるというわけじゃなくして、きちっと庶民の立場に立ったあれが必要だと思います。

ここでいろいろ言ってもなかなかあれですので、これ以上言いませんけれども、専決処分、そして、この値上げに対して非常に納得できないという部分があります。

以上です。

○議長（橋本正敏君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、先ほど御承認いただいたとおり、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

○19番（森 茂生君）

議案第39号 専決処分について、反対の立場で討論を行います。

財務省が毎年、租税負担率と社会保障負担率を合計した国民負担率について発表をしております。それによれば、2021年度は48%となっております。所得の半分近くが税金や介護保険料などの社会保障関係に持っていかれ、残り半分で生活していかなばならんという状況になっております。

最近よくマスコミで五公五民という言葉が使われております。歴史の教科書では江戸時代の農民が領主に納める年貢の割合が3割でも生活はかつかつ、それが五公五民となると一揆が起きたとされております。現在の日本で五公五民に近い数値になっているということで理解をしております。新聞報道あるいはネット上でもこのことがかなり今問題になっております。

八女市でも3月に国保税の大幅な値上げが行われました。今度は専決処分で課税額の負担引上げで、到底市民の納得は得られないと思います。あまりにも高過ぎる国保税、引上げどころか、私は引下げを行うべきであると思っております。

以上の理由により、議案第39号に反対するものです。

○議長（橋本正敏君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本正敏君）

起立多数であります。よって、議案第39号は原案のとおり承認することに決しました。

暫時休憩します。

午前11時8分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（橋本正敏君）

休憩前に引き続き再開します。

議案第40号 専決処分について（令和5年度八女市一般会計補正予算（第2号））を議題といたします。

本案について質疑を行います。

○19番（森 茂生君）

この事業説明書によりますと、その他の世帯分ということで「令和4年度給付金支給対象者対象児童50千円×728人」となっていますけれども、この人たちは把握されているかと思

います。申請は要らなくて支給はされるのかどうか、お尋ねします。

○子育て支援課長（末崎 聡君）

ただいま御質問がありました方々については、基本的には積極支給という形の支給になりますので、申請は伴わない支給を行うこととなります。

○19番（森 茂生君）

それじゃ、100%そちらで把握ができているということで理解してよろしいんですね。

○子育て支援課長（末崎 聡君）

そのとおりでございます。

○19番（森 茂生君）

それから、家計急変対象児童数、これは恐らく申請が要るだろうと思えますけれども、この人たちにどういうふうな周知をされるのか。その人たちがどういう申請をすればいいのか、そこら辺はどうなっていますか。

○子育て支援課長（末崎 聡君）

家計急変の支給の対象になれる世帯につきましては、基本的には令和5年1月以降に家計が急変したという前提が今回示されております。ですので、そういった方々については広報、もしくはホームページ等で周知は行っていきたいと思っております。

○19番（森 茂生君）

そういう人は一人残らずぜひ申請していただくように、そこら辺はただ単にホームページで流した、広報でしたというだけじゃなく、何らかの対策なり、漏れなくするような方法がそれでしたからいいんじゃないかと、何か漏れないような対策、何か特別に私は取るべきだと思うんですけども、いかがでしょうか。

○子育て支援課長（末崎 聡君）

現在検討しておりますのは、今回、令和5年度の住民税が非課税になる世帯がございますので、そういった世帯の方々を一旦把握した上で、この方々の世帯についてどういった対応をした方がいいかということについては現在進行形で検討しているところでございます。

○19番（森 茂生君）

漏れなく支給が行き渡るようにぜひ対策を取っていただきたいと思います。

いつから給付は始まりますか。

○子育て支援課長（末崎 聡君）

これは国のほうが示しておりますのは5月中に給付を開始するというところでございますので、ひとり親世帯につきましては、令和5年3月の児童扶養手当を受給された方々が積極支給の対象となられますけれども、この世帯につきましては、実は5月9日に既に給付をさせていただいているところでございます。

また、その他の世帯につきましては、若干システム上の抽出などもございますので、現在実施をしているところでございますが、5月の末に支給をするというところで現在進めているところでございます。

以上でございます。

○19番（森 茂生君）

国の資料は可及的速やかにという表現を取っていますので、ぜひ一日も早く、そして、漏れなく支給が行き渡るようにというのをお願いして、質問を終わります。

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、先ほど御承認いただいたとおり、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略します。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本正敏君）

全員賛成であります。よって、議案第40号は原案のとおり承認することに決しました。

議案第41号 令和5年度八女市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、先ほど御承認いただいたとおり、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本正敏君）

全員賛成であります。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

議案第42号 監査委員の選任についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、先ほど御承認いただいたとおり、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本正敏君）

全員賛成であります。よって、議案第42号は原案のとおり同意することに決しました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

これにて令和5年第2回八女市議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時27分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

八女市議会議長 橋 本 正 敏

八女市議会臨時議長 高 橋 信 広

八女市議会議員 花 下 主 茂

八女市議会議員 川 口 誠 二